

議題1 第66回愛知県消防操法大会について

口頭にて現状説明及び今後の対応説明を実施

議題2 日進市水防工法訓練について

1 日時

令和3年7月11日（日）午前8時00分から

2 場所

日進市蟹甲町地内 日進市役所北駐車場

3 集合

午前7時45分までに訓練会場へ集結完了

4 参加人員

正副団長3名 各分団4名 合計59名

日進市職員約27名

5 服装

活動服、階級章、ヘルメット、手袋、編み上げ靴か長靴、カッパ（雨天時）

6 実施工法

（1）積み土のう工法

第1作業隊（赤池・浅田・梅森・野方・蟹甲・折戸・藤枝）

（2）釜段工法

第2作業隊（米野木・三本木・藤島・本郷・岩崎・岩藤・北新）

（3）積み土のう工法・釜段工法

市職員（日進市役所職員）

7 駐車場

現地（市役所北駐車場）へ集合して下さい。

8 詳細

別紙資料（水防工法訓練実施要綱）のとおり

議題3 消防訓練会について

1 日時

令和3年7月11日（日）午前9時45分から

2 場所

日進市蟹甲町地内 日進市役所北駐車場

3 服装

活動服、階級章、ヘルメット、皮手袋、編み上げ靴

4 参加人員

各分団4名 56名

日進市職員 約27名

5 訓練内容

(1) チェーンソー取扱訓練 20分程度

(2) ジェットシューター及び発動発電機取扱訓練 20分程度

(3) 結索訓練 20分程度

6 班分

赤池、浅田、梅森、野方、蟹甲、折戸、藤枝

(1) - (2) - (3) の順

米野木、三本木、藤島、本郷、岩崎、岩藤、北新

(2) - (3) - (1) の順

日進市職員

(3) - (1) - (2) の順

7 その他

・水防訓練参加者との交代を可としますが、開始時刻前、余裕をもって集合していただくようお願いします。

・チェーンソー取扱訓練については分団に配備されているチェーンソーを使用しますのでチェーンソーオイルと混合ガソリンを給油し、持参していただくようお願いします。

- ・ 消防訓練会時に雨天であった場合は日進消防署でロープ結索、ロープブリッジ渡過（体験）訓練を予定しています。また、雨天時は消防団員のみが日進消防署での消防訓練会を予定しています。

令和3年6月4日

日進市消防団分団長 各位

日進市消防団長 水嶋 義弘

日進市消防団員の表彰候補者推薦について（依頼）

このことについて、誠に恐縮ですが下記期限までに別紙様式により候補者をご推薦くださるようお願い申し上げます。

なお、表彰種別・基準を別紙のとおり作成しましたので参考にしてください。

記

1 期限

令和3年6月25日（金）午後5時まで

※期限までに提出のない場合は、該当者を選出させていただきます。

2 提出

日進市生活安全部防災交通課

メール：bousai@city.nisshin.lg.jp

FAX：0561-74-0258

3 注意事項

(1) 各分団2名以内で推薦してください。

(2) 分団長は、市長表彰となりますので推薦の対象外です。

(3) 候補者名は、楷書にて正確に記入して下さい。

※この表彰は、令和4年日進市消防出初式の折に表彰する予定です。

担当 生活安全部防災交通課 上村
電話 (0561) 73-3279
FAX (0561) 74-0258

1. 地区消火設備点検業務について

地域における初期消火活動の担い手となる自主防災組織と消防団が協力、分担し点検することにより、災害時に確実に使用できる状態を保つようにすることを目的とする。

●保守点検対象消火設備

- 1 消火器（製造年月日、詰め替え年月日、外観状況等）
- 2 消火栓BOX（ホース製造年月日、ホース金具結合状況等）
- 3 40mm、50mm の消火栓
- 4 消火栓BOXが置いてある 65mm 消火栓

※ 防火水槽（下記参照）

●点検期間と流れ

- 6月～7月 消火設備位置図の配布、地区ごとに点検業務の打合せ
7月～11月 点検の実施
11月末～12月始 点検結果の提出
1月～3月 市による更新作業

●協力と分担・・・基本的に地域で協議し、役割分担の上実施する

- ・点検結果については自主防災組織より市に報告する
- ・消火器については自主防災組織を中心に点検する（市設置、区設置すべ

て）

- ・消火栓及びボックスについては消防団を中心に点検する

※消火栓については、ノウハウのある消防団が主体、消火器は点検内容が簡単であることから自主防災組織が主体となって点検する。

☆共同点検・・・さらに充実した保守点検へ

消火栓ボックスのホース等については、老朽化による穴あきや水漏れするものがあることが想像される。消火栓の使用訓練を兼ね実際に放水し確認することが望ましいが、消火栓は水道施設の一部であるため、使用すると赤さびが混じる等が近隣家屋に起こることがあり、周辺住民への周知と理解が必要となる。また、水道企業団への報告等も必要となるため、現在調整中。今後、自主防災組織と共同で実施し、地域を決め順番に行っていく予定。

※防火水槽の維持管理について

防火水槽の維持管理は、元来分団の役割となっていますので、常時使用可能な状態であるか定期的な点検を実施してください。

⇒（外観状況、水量、マンホール開閉状況等）